

政治資金監査の実施に向けた準備状況と今後の検討課題について

1 調査の実施

政治資金監査制度の円滑な導入を図るためには、平成20年10月にとりまとめた「政治資金監査マニュアル」について、政治資金監査を行う側の登録政治資金監査人と受ける側の国会議員関係政治団体の双方に周知することが必要である。登録政治資金監査人に対しては、政治資金規正法上必須とされている研修を通じて説明が行われるが、国会議員関係政治団体に対しては、直接個々の団体に説明する機会が得られないので、政党及び国会議員に対して「政治資金監査マニュアル」の冊子を配布するとともに、求めに応じて説明を行ったところである。

このような中で、「政治資金監査マニュアル」に対するさらなる理解を促すとともに、各国会議員関係政治団体における政治資金監査の実施に向けた準備状況と、日頃の会計事務に照らした政治資金監査上の取扱いの疑問点等を把握するため、全国国会議員を対象として、調査を行うこととした。

2 調査結果の概要（※調査事項については別紙参照）

- (1) 全国国会議員（722名）を対象に、議員会館各事務所への手交により調査を実施（調査期間：平成21年1月23日～2月12日）。
- (2) 計195名の各党議員より幅広く回答を得、回答率は27%。
- (3) 概要（政治資金監査の実施に向けた準備状況）
 - ・回答があった団体のうち7割程度の団体が会計帳簿に必要記載事項を漏れなく記載。
 - ・回答があった団体のうち概ね2／3程度の団体が政治資金規正法施行規則に定められた会計帳簿と併せて補助簿・日計表の類を作成。
 - ・回答があった団体のうち約9割の団体がすべての支出について領収書等を漏れなく徴収。
 - ・回答があった団体のうち6割弱の団体が登録政治資金監査人を選定済。

3 国会議員関係政治団体サイドの質問・意見等（主なもの）

- (1) 会計帳簿への必要事項の記載について、実務上支障があるような事例について
 - ・領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない場合、住所の特定が困難な場合がある。
 - ・クレジットカードを使用した場合の記載は収支両建て記載が基本とされているが、収入及び支出総額が実態と乖離してしまう。
 - ・登録政治資金監査人による監査、領収書等の写しの提出等をするのであれば、会計帳簿へすべての支出を記載する必要はあるのか。

- (2) 領収書等として疑義のある書面の具体例について
 - ・領収書等の「お品代」や「請求書のとおり」との記載は支出の目的として認められるか。
 - ・支出の目的としては記載されていないが、発行者情報等により支出の目的が類推できるものは領収書等として認められるか。
 - ・支出を受けた者の氏名、住所、印等の発行者情報が欠けているものは領収書等として認められるか。

- (3) いずれの支出項目に分類すべきか疑義のある支出について
 - ・ガソリン代、駐車代等の支出の目的に応じて分類することが困難な経費について、一の支出項目に一括して計上することは可能か。
 - ・人件費にはどこまでの範囲の経費（福利厚生関係経費、通勤手当等）を計上できるのか。
 - ・登録政治資金監査人、顧問弁護士や研修講師への報酬はどの支出項目の分類とすべきか。

- (4) その他
 - ・会計帳簿・収支報告書作成ソフトについて、日計表から会計帳簿へ転換できる機能があれば望ましい。

4 今後の検討課題

上記調査結果及び「政治資金監査マニュアル」公表後委員会に寄せられた質問、意見等を踏まえ、現時点において、今後検討を進める必要があると思われる事項は、以下のとおりである。

(1) 領収書等と会計帳簿等の記載の関係

- ・会計帳簿には、すべての支出について支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載することとされている。
- ・領収書等に住所が記載されていない場合など住所（または主たる事務所の所在地）を特定することが困難な場合には会計帳簿にどのように記載すべきか、また、領収書等に住所の記載がある場合や少額の支出である場合などには会計帳簿への住所の記載を省略できないかなどの質問、意見が寄せられている。
- ・領収書等と会計帳簿等の記載について、政治資金監査上の取扱いを明らかにする必要があるのではないか。

(2) クレジットカードを利用した場合の会計帳簿等の記載方法

- ・クレジットカードを利用した場合の会計帳簿（収支報告）の記載方法については、「国会議員関係政治団体の収支報告の手引（平成21年版）」において、まず、カード利用時点で収支両建てで記載し、その後口座振替時点で再度支出に記載する方法が示されている。
- ・この方法については、記載が煩雑であるだけでなく、収入及び支出の総額が実態と乖離し、過大になってしまうとの意見が寄せられており、簡便な記載方法を認めることができるかどうか明らかにする必要があるのではないか。
- ・併せて、カードを利用した際に発行される書面についても、各政治団体における会計実務等を踏まえ、政治資金監査上の取扱いを明らかにする必要があるのではないか。

(3) 領収書等として疑義のある書面の取扱い

支出の相手方、支払いの方法等により様々な様式の書面が発行されているところ、領収書等として疑義のある事例については、類型化した上で、政治資金監査における統一的な運用を図る必要があるのではないか。

(4) 支出項目の分類例の提示

政治資金規正法施行規則に定められた分類基準が不明確であるとの政治団体側の意見を踏まえ、支出項目の分類については支出の実態に即して政治団体側で判断することを基本としつつも、多くの政治団体が直面する普遍性が高い事例については標準的な分類例を提示することの要否について検討してはどうか。

(5) 会計帳簿・収支報告書作成ソフトの改良

多くの政治団体が日計表により日々の会計を処理している現状を踏まえ、政治団体の実際の会計実務に即して、日計表と連動して会計帳簿が作成される機能の追加について検討する必要があるのではないか。

(別紙)

政治資金監査の実施に向けた準備状況調（主な調査事項）

1. 会計帳簿には①すべての支出、②支出を受けた者の氏名及び住所、③支出の目的、④金額、⑤年月日を記入しなければならないこととされていますが、これらの必要記載事項について漏れなく記載していますか。
2. 会計帳簿への必要事項の記載について、実務上支障があるような事例があれば、その事例を具体的に記入してください。
3. 政治資金規正法施行規則において、会計帳簿については、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこととされていますが、このような補助簿、日計表の類を作成していますか。
4. いずれの支出項目に分類すべきか疑義のある支出があれば記入してください。
5. 平成21年1月1日以降、すべての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければならないこととされていますが、すべての支出について領収書等を漏れなく徴収していますか。
6. 政治資金規正法では、①支出の目的、②金額、③年月日の3事項を記載した領収書等を徴さなければならないこととされていますが、この領収書等に該当するか否か疑義のある書類があれば、その具体例を記入してください。
7. 政治資金監査を依頼する登録政治資金監査人は既に選定していますか。